平成２３年（フ）第５５２号
さいたま市桜区大字白鍬533番地２　矢作コーポ103号、旧住所さいたま市北区東大成町２丁目573番地
債務者　米沢　寛昭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
埼玉県北足立郡伊奈町栄２丁目84番地　ガーデンヒルズ105
債務者　近野　清吉
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針１丁目７番地
債務者　大塚　美希（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
埼玉県戸田市笹目４丁目12番地の３　アークマシマ202号室
債務者　松田　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
埼玉県所沢市南住吉15番12号　ミナミハイツ101、前住所東京都江東区大島７丁目７番３号
債務者　齋藤　恒次
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７４号
埼玉県所沢市南住吉15番12号　ミナミハイツ101、前住所東京都江東区大島７丁目７番３号
債務者　齋藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０２号
埼玉県富士見市上沢２丁目５番32―301号
債務者　大貫　富雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０９号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井319番地４森の里団地２―201号
債務者　川口千津子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２４号
埼玉県川越市大字大袋新田662番地１
債務者　圓岡　徹哉
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２６号
埼玉県所沢市大字山口1206番地　コーポサチ202
債務者　谷口　雅恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１６号
埼玉県深谷市東方町２丁目21番地14　高田コーポ102号
債務者　飯野美登里
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７４号
埼玉県羽生市大字上新郷1830番地４
債務者　[redacted]永千代子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７９号
大阪府東大阪市花園東町２丁目14番12号
債務者　安田　亮太
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７５号
大阪府摂津市三島２丁目12番15―205号
債務者　川井　　司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５７５号
大阪市住吉区長居東２丁目５番２号
債務者　幸田　　収
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５７６号
大阪市住吉区長居東２丁目５番２号
債務者　幸田　弘美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６８号
大阪府大東市津の辺町12番29号　ラメール大東101号
債務者　フィールドアクセスこと　江渕　省之
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９６号
大阪府交野市星田５丁目22番27―106号
債務者　駒場　義樹
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部